

人事行政の運営等の状況について

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 人事評価の状況
- 3 給与の状況
- 4 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 分限及び懲戒処分の状況
- 6 サービスの状況
- 7 研修の状況
- 8 福祉及び利益の保護の状況
- 9 公平委員会の業務の状況

平成 3 0 年 度

津 市

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

(単位:人)

平成29年度 (平成29年4月1日採用)		
職 種	採用者数 (うち女性)	
事務職	48	(15)
保育士	19	(19)
技術職(土木)	3	(0)
技術職(機械)	1	(0)
技術職(建築)	3	(0)
技術職(電気)	1	(0)
保健師	1	(1)
看護師	2	(2)
消防職	10	(1)
幼稚園教諭	4	(4)
養護教諭	1	(1)
技能員(調理員)	10	(9)
技能員(清掃員等)	7	(0)
短大教員	2	(1)

(注) 派遣等による採用は除きます。

(単位:人)

平成30年度 (平成30年4月1日採用)		
職 種	採用者数 (うち女性)	
事務職	46	(16)
保育士	20	(20)
技術職(土木)	5	(0)
技術職(電気)	2	(0)
保健師	1	(0)
消防職	10	(1)
幼稚園教諭	4	(3)
養護教諭	1	(1)
技能員(調理員)	9	(8)
技能員(清掃員等)	7	(0)
短大教員	4	(0)

(注) 派遣等による採用は除きます。

(2) 再任用の状況(平成30年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長の事務部局ほか	-	151	151
教育委員会の事務部局	-	35	35
消防本部	-	13	13
上下水道事業管理者の事務部局	-	13	13
合 計	-	212	212

(3) 退職者数(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:人)

区 分	定年退職	早期退職	普通退職ほか	合 計
市長の事務部局ほか	30	4	23	57
教育委員会の事務部局	15	2	5	22
消防本部	7	1	1	9
上下水道事業管理者の事務部局	6	-	1	7
合 計	58	7	30	95

(注) 派遣等による退職は除きます。

(4) 部門別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

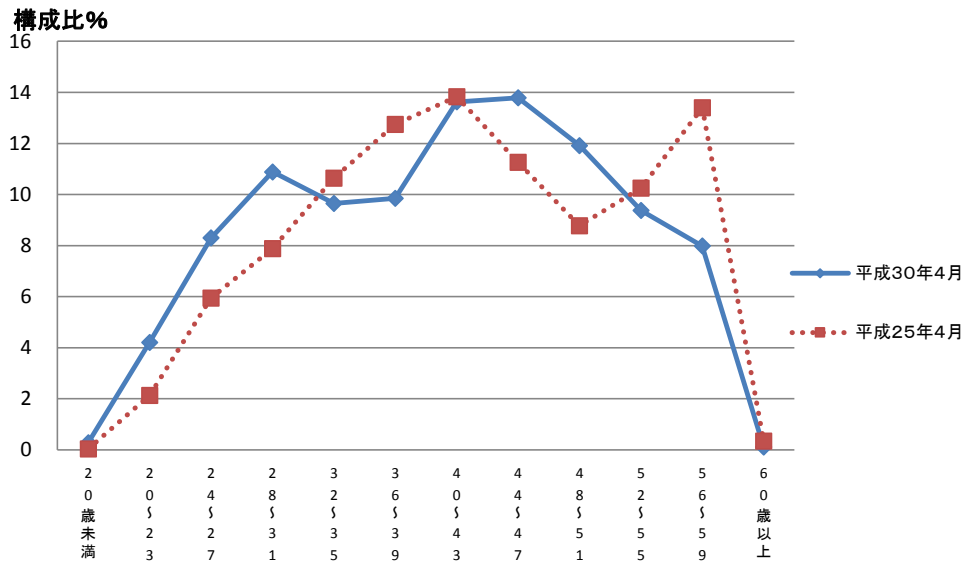
(単位:人)

区分 部門		職員数	職員数	対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	13	14	1
		総務	373	376	3
		税務	91	93	2
		民生	514	560	46
		衛生	146	147	1
		農林水産	60	61	1
		商工	47	45	△ 2
		土木	250	248	△ 2
	小 計		1,494	1,544	50
	教育部門		459	423	△ 36
	消防部門		347	348	1
	小 計		2,300	2,315	15
公営企業等 会計部門	水道		79	78	△ 1
	下水道		65	66	1
	その他		98	102	4
	小 計		242	246	4
合 計		2,542 [内、育休代替任期付職員 46] ※津市職員定数条例に 基づく職員数は、2427人 (2,500)	2,561 [内、育休代替任期付職員 44] ※津市職員定数条例 に基づく職員数は、 2458人 (2,500)	19	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 91.51 人

(注) 1 職員数は、定員管理調査で報告した一般職に属する職員数である。

2 ()内は、津市職員定数条例第2条の規定による職員の定数の総数である。

(5) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	7人	106人	209人	274人	243人	248人	343人	347人	300人	236人	201人	3人	2,517人

(6) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	1,461	1,476	1,482	1,485	1,494	1,544	83 (−△5.7%)
教育	473	464	462	458	459	423	△ 50 (△10.6%)
消防	343	350	354	345	347	348	5 (1.5%)
普通会計計	2,277	2,290	2,298	2,288	2,300	2,315	38 (−△1.7%)
公営企業等会計	241	234	251	253	242	246	5 (−△2.1%)
総合計	2,640	2,574	2,518	2,541	2,542	2,561	△ 79 (△3.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(7) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況(平成30年4月1日現在)

ア 行政職給料表(企業職員及び技能労務職員を除く)

級	等級別基準職務表に定める基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%) 段階
01	定型的な業務を行う職務	275	13.8	主事 主事補 事務局職員 技師 技師補 保育士 保育教諭 保健師 栄養士 消防士 計	80 51 1 8 5 73 12 6 1 38 275	586	29.4 主事級
02	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	311	15.6	主事 技師 保育士 保育教諭 保健師 栄養士 言語聴覚士 消防士 計	112 27 59 25 7 1 1 79 311		
03	主査の職務	481	24.1	主査 主事 技師 保育士 保育教諭 保健師 消防士 幼稚園主任 幼稚園教諭 計	446 5 1 11 1 1 14 1 1 481	481	24.1 主査級
04	担当副主幹の職務	360	18.1	担当副主幹 消防署分署の副分署長 計	16 344 360	360	18.1 担当副主幹級
05	担当主幹の職務	314	15.8	担当主幹 消防署の指揮指令 消防署の副司令官 消防署の分遣所長 計	302 9 2 1 314	314	15.8 担当主幹級
06	1 課長、室長及び担当副参事の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務	150	7.5	課長 室長 担当副参事 副総合支所長 局次長 アストプラザ館長 津図書館長 事務所長 消防署の分署長 消防署の指揮隊長 消防署の副署長 消防署の指令官 計	48 12 55 8 3 1 1 4 8 4 4 2 150	150	7.5 課長級
07	1 部長及び担当理事並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び担当参事の職務 3 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 4 久居総合支所副総合支所長の職務	76	3.8	部長 担当理事 総合支所長 部次長 担当参事 副総合支所長 局次長 工事事務所長 消防署長 教育次長 計	1 8 9 12 38 1 2 2 2 1 76	76	3.8 部次長級以上
08	1 消防長の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び担当理事の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長(久居総合支所長に限る。)の職務	25	1.3	消防長 消防次長 部長 担当理事 局長 会計管理者 計	1 1 11 9 2 1 25	25	1.3 部長級
合計		1,992	100		1,992	1,992	100

イ 教育職給料表(一)

		合計		内訳		職制上の段階		
級	等級別基準職務表に定める基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
01	短期大学の助教及び助手の職務	3	10.3	助教	3	3	10.3	助教級
				計	3			
02	短期大学の講師の職務	2	6.9	講師	2	2	6.9	講師
				計	2			
03	短期大学の准教授の職務	13	44.8	准教授	13	13	44.8	准教授
				計	13			
04	1 短期大学の学長の職務 2 短期大学の教授の職務	11	37.9	学長	1	11	37.9	学長級
				教授	8			
				部長	1			
				地域連携センター長	1			
				計	11			
合計		29	100		29	29	100	

ウ 教育職給料表(二)

		合計		内訳		職制上の段階			
級	等級別基準職務表に定める基準となる職務	(人)	(%)	職名		(人)	(人)	(%)	段階
01	幼稚園の教諭及び養護教諭の職務	46	47.4	保育士		1	46	47.4	教諭
				幼稚園教諭		43			
				養護教諭		2			
				計	46				
02	幼稚園の主任の職務	20	20.6	幼稚園主任		19	20	20.6	主任
				副主幹		1			
				計	20				
03	幼稚園の園長の職務	31	32.0	幼稚園長		30	31	32.0	園長級
				担当主幹		1			
				計	31				
合計		97	100			97	97	100	

2 人事評価の状況

平成28年度から全職員を対象として実施しております。人材評価制度の概要は、次のとおりです。

被評価者	一般職員に属する職員
評価者	原則、第一次評価者は本人、第二次評価者は所属長、調整者（最終評価者）は第二次評価者の上位の職の者となります。
評価対象期間	毎年4月1日から9月30日まで、10月1日から3月31日まで
評価の構成	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる能力評価と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる業績評価の両面から行います。

2 給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

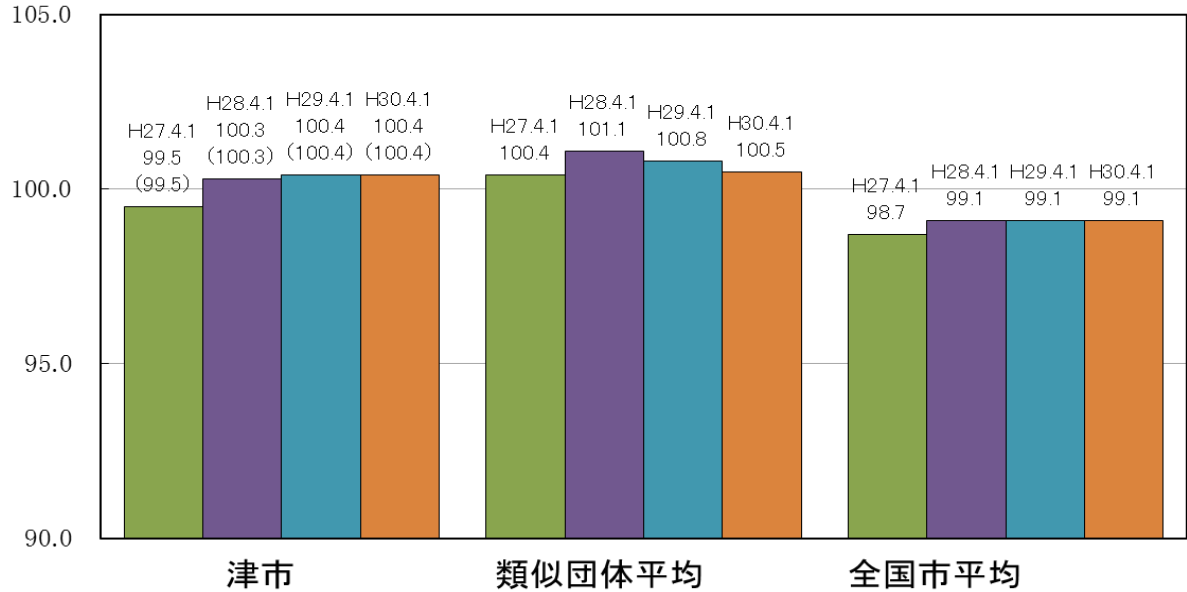
区分	住民基本台帳人口 (平成29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	279,857 人	111,815,997千円	0.2 %	19,527,398 千円	17.5 %	17.9 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	2,300 人	8,764,388 千円	2,460,470 千円	3,606,229 千円	14,831,087 千円	6,448 千円	6,599 千円

- (注) 1 職員手当等には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(平成30年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている理由は、職員構成の変動(各階層変動)によるもの及び給与制度の総合的見直しに伴い国家公務員が実施した平成27年1月1日の昇給抑制を実施しなかったことによる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 給料表について、人事院勧告の趣旨を尊重し、平均2%引下げ。
激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、津市においても6%を支給。(見直し前と比較し支給割合変更なし)
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津市	42.2 歳	326,468 円	435,297 円	388,586 円
三重県	44.5 歳	343,136 円	432,976 円	383,139 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.5 歳	317,123 円	418,929 円	377,574 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
津市	46.5 歳	291 人	300,638 円	346,752 円	327,553 円	—	—	—	—
うち用務員	52.6 歳	29 人	336,676 円	372,524 円	364,117 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	179.8 %
うち清掃職員	45.8 歳	31 人	306,687 円	373,238 円	339,603 円	廃棄物処理業務従事員	45.8 歳	293,000 円	127.4 %
うち学校給食員	43.8 歳	108 人	283,084 円	313,196 円	304,756 円	調理士	43.1 歳	256,300 円	122.2 %
三重県	53.9 歳	21 人	382,943 円	444,388 円	407,631 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	116 人	333,314 円	402,727 円	378,013 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
津市	—	—	—
うち用務員	6,103,588 円	2,808,700 円	2.17
うち清掃職員	6,027,756 円	4,038,000 円	1.49
うち学校給食員	5,069,752 円	3,446,300 円	1.47

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～29年の3年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支出された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(Ⅱ)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
津市	41.7 歳	343,286 円	396,366 円
類似団体	40.8 歳	324,122 円	385,007 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		津 市	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	189,200 円	総合職 183,700 円 一般職 179,200 円
	高 校 卒	151,500 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	151,500 円	154,900 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円
教 育 職(Ⅱ)	大 学 卒	180,600 円	210,600 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円

※ 教育職(Ⅱ)は幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

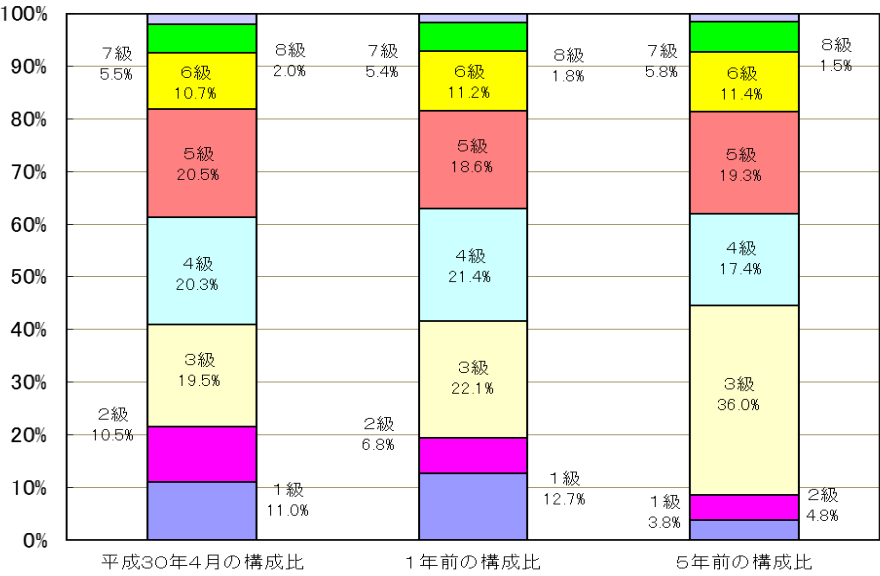
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,900 円	362,752 円	383,166 円	407,761 円
	高 校 卒	247,633 円	325,113 円	365,556 円	394,989 円
技能労務職	高 校 卒	237,620 円	326,858 円	343,546 円	349,943 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	340,125 円	350,200 円
教 育 職(Ⅱ)	大 学 卒	－ 円	390,042 円	407,566 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

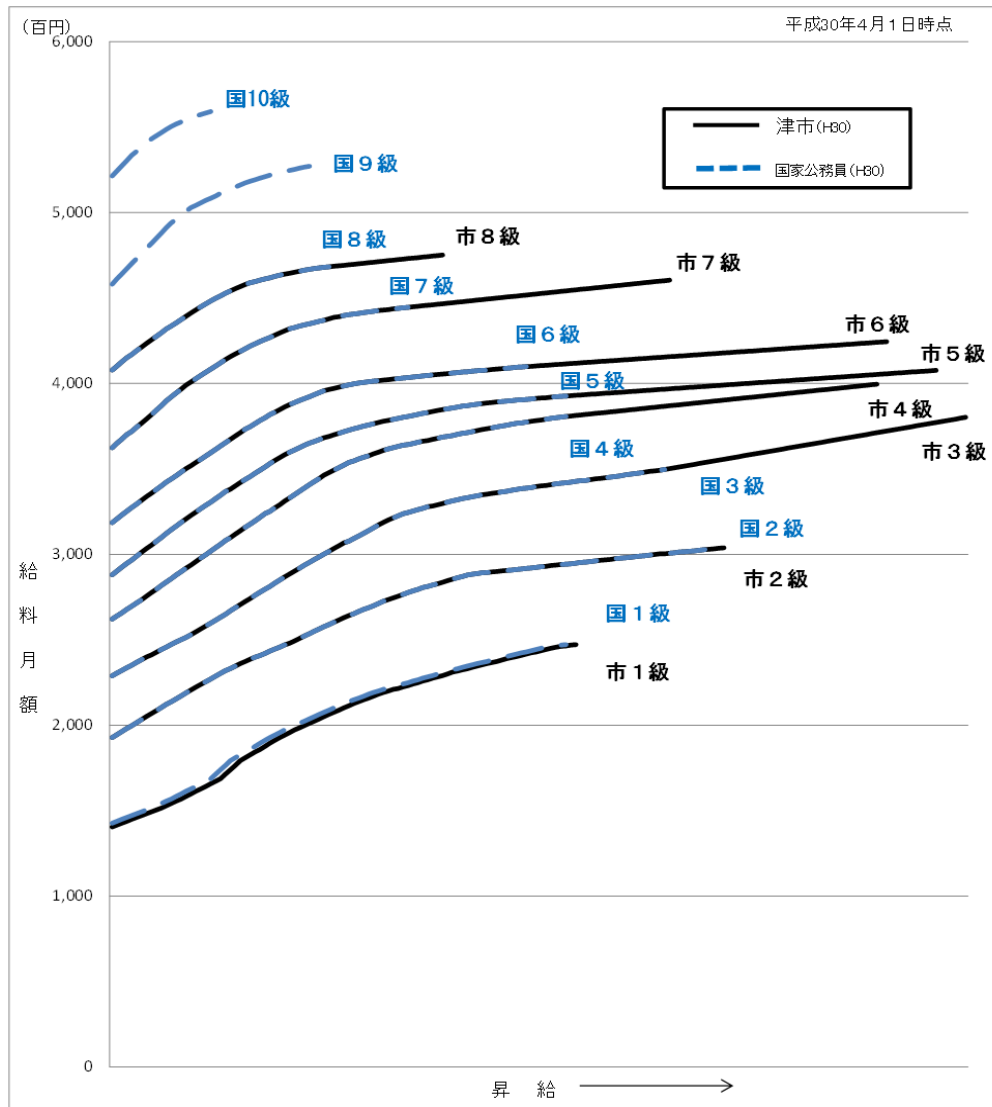
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	122 人	11.0 %	140,400 円	247,100 円
2 級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	117 人	10.5 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主査の職務	217 人	19.5 %	228,900 円	380,100 円
4 級	担当副主幹の職務	227 人	20.3 %	262,000 円	399,500 円
5 級	担当主幹の職務	229 人	20.5 %	288,000 円	407,600 円
6 級	1 課長、室長及び担当副参事の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務	119 人	10.7 %	318,500 円	424,400 円
7 級	1 部長及び担当理事並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び担当参事の職務 3 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 4 久居総合支所副総合支所長の職務	61 人	5.5 %	362,300 円	460,400 円
8 級	1 消防長の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び担当理事の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長(久居総合支所長に限る。)の職務	22 人	2.0 %	407,700 円	475,100 円

(注)1 津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(津市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分		○		○	○
標準の区分のみ(一律)			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,577 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,646 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.715 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への人事評価の活用状況(津市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

津 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		
1人当たり 平均支給額	1,725 千円	18,541 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		588,927 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		231,042 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	20.0 %	8 人	20.0 %
6級地(津市)	6.0 %	上記に掲げる以外の職員	6.0 %

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		32,316 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		54,959 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		22.62 %		
手当の種類(手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	援護課職員	生活保護被保護者の死体処理の業務	9 千円	1件3,000円
汚物の収集又は処分に従事する職員の特殊勤務手当	汚物の収集又は処分に従事する職員	ごみの収集、運搬及び処理業務	8,368 千円	日額750円
		西部クリーンセンター等に勤務する職員によるごみの搬入業務及び施設の維持管理のための清掃等業務	-	日額750円
		安芸・津衛生センター等に勤務する職員によるし尿の処理業務及び維持管理のための清掃等業務	-	日額550円
住宅の事務に従事する職員の特殊勤務手当	住宅の事務に従事する職員	市営住宅入居者の死体処理業務	-	1件3,000円
土木労務作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木労務作業に従事する職員	道路舗装業務	52 千円	日額250円
汚水の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	汚水の処理作業に従事する職員	下水道終末処理施設内又は水洗処理区域内での汚泥の除却作業及び下水管渠等の清掃業務	91 千円	日額550円
		水洗処理区域外での下水管渠等の清掃業務	-	日額300円
消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消火活動業務	822 千円	1回250円
		救急業務	17,491 千円	1回200円
行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員	行旅病人の救護業務又は取扱業務	-	1件1,500円
		行旅死亡人の処理等の業務	-	1件3,000円
災害業務に従事する職員の特殊勤務手当	災害業務に従事する職員	警報発令中等の危険な状況の中での現場作業	431 千円	日額1,000円
変則勤務による業務に従事する職員の特殊勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	5,052 千円	日額3,000円 ～7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	713,654 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	371 千円
支給実績(平成28年度決算)	666,989 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	351 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度 との異同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	—	247,028千円	239,136円
	子	10,000円				
	配偶者、子以外の扶養親族	6,500円				
	16～22歳の子、孫に対する加算	5,000円				
住居手当	借家 (家賃)	23,000円以下	同じ	—	116,829千円	98,011円
		23,000円超55,000円未満				
		55,000円以上				
	持ち家	1,000円	異なる	支給なし		
通勤手当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	異なる	交通用具使用者については、 1kmから18段階に細区分し支給	193,175千円	79,561円
	片道1km以上交通用具使用者	1km以上2kmまで1,000円から使用距離に応じて支給	異なる			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職に応じ定額で支給	異なる	俸給の特別調整額として支給	426,080千円	751,464円
宿日直手当	一般の宿日直	4,200円	同じ	—	13千円	6,500円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により①週休日又は休日等に勤務した場合②週休日等以外の午前0:00～午前5:00に勤務した場合に支給	①8,000円～12,000円 ②4,000～6,000円	異なる	① 6,000円 ～12,000円 ② 3,000円 ～ 6,000円	42,634千円	81,053円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00～午前5:00)に勤務を命じられた職員に支給	勤務1時間当たりの給与額× 25/100	同じ	—	47,347千円	179,345円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額× 1.35×時間数	同じ	—	117,618千円	168,991円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給	30,000円～100,000円	同じ	—	1,848千円	616,000円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分				給 料		月 額		等		
給料							(参考)類似団体における最高／最低額			
	市 長			1,130,000	円	1,130,000	円／	792,000	円	
	副 市 長			870,000	円	930,000	円／	675,800	円	
報酬	議 長			670,000	円	724,000	円／	463,000	円	
	副 議 長			610,000	円	660,000	円／	420,000	円	
	議 員			550,000	円	606,000	円／	400,000	円	
期末手当	市 長			(平成29年度支給割合)						
	副 市 長			4.40	月分					
	議 長			(平成29年度支給割合)						
	副 議 長			4.00	月分					
退職手当	議 員									
	市 長			(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
	副 市 長			1,130,000円×在職月数×55/100		2983.2万円		任期毎		
				870,000円×在職月数×35/100		1461.6万円		任期毎		

(注) ()内及び(参考)類似団体における最高／最低額は減額措置を行う前の金額を記載する。

6 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

決算(平成29年4月～平成30年3月)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 29年度	千円 6,902,628	千円 535,130	千円 642,553	% 9.3	% 10.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費117,368千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成 29年度	人 91	千円 345,045	千円 106,200	千円 179,463	千円 630,708	千円 6,931

- (注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。
2 職員数は平成30年3月31日現在の人数である。
3 消費税及び地方消費税を除く。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年3月31日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
津 市	46.01 歳	368,924 円	588,594 円

- (注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
3 管理者、再任用短時間勤務職員を除く。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 市 (水 道 局)		津 市	
1人当たり平均支給額(平成29年度)		1人当たり平均支給額(平成29年度)	
1,582 千円		1,577 千円	
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

津 市 (水 道 局)			津 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)			22,595 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)			248 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京特別区)	20.0 %	0 人	20.0 %
5級地(津市)	6.0 %	上記に掲げる以外の職員	6.0 %

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)			0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)			23.0 %
手当の種類(手当数)			4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務に従事する職員	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務	日額200円
		高所(地上10メートル以上)及びずい道内等での業務	日額350円
作業手当	水道管等の復旧業務に従事する職員	公道等敷設され、又は設置された水道管等の復旧業務	日額250円
災害業務手当	屋外において業務に従事する職員	水道施設に事故が発生した場合において、上下水道事業管理者及び水道技術管理者の指示により、水道施設の復旧のため危険な状況の中で現場作業に従事したとき。	日額1,000円
変則勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	日額3,000円 ～7,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	36,426 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	569 千円
支給実績(平成28年度決算)	36,209 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	557 千円

(注)休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支 給 実 績 (平成29年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶 養 手 当	配 偶 者	6,500円	同じ	—	10,422千円	193,000円
	子	10,000円				
	配偶者、子以外の扶養親族	6,500円				
	16～22歳の子、孫に対する加算	5,000円				
住 居 手 当	借家 (家賃)	23,000円以下	同じ	—	4,898千円	81,637円
		23,000円超55,000円未満				
		55,000円以上				
	持ち家	1,000円	同じ	—		
通 勤 手 当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	同じ	—	7,117千円	76,526円
	片道1km以上自動車等利用者	1km以上2kmまで1,000円から使用距離に応じて支給 (上限60km以上31,600円)	同じ	—		
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職に応じ定額で支給	同じ	—	20,807千円	717,467円
管理職員 特別勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	8,000～12,000円	同じ	—	1,478千円	67,182円
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給	4,000～6,000円				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00～午前5:00)に勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額× 0.25×時間数	同じ	—	2,763千円	345,399円

下水道事業

(1) 職員給与費の状況

決算(平成29年4月～平成30年3月)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 29年度	千円 8,466,744	千円 1,857,925	千円 286,355	% 3.4	% 3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費223,258千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成 29年度	人 68	千円 247,069	千円 64,474	千円 105,644	千円 417,187	千円 6,135

(注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。
2 職員数は平成30年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年3月31日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
津 市	42.00 歳	327,592 円	504,350 円

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
3 再任用短時間勤務職員を除く。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 市 (下水道局)		津 市	
1人当たり平均支給額(平成29年度)		1人当たり平均支給額(平成29年度)	
1,533 千円		- 千円	
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

津 市 (下 水 道 局)			津 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)			16,070 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)			236 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京特別区)	20.0 %	1 人	20.0 %
5級地(津市)	6.0 %	上記に掲げる以外の職員	6.0 %

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
汚水処理作業手当	汚水の処理作業に従事する職員	下水道終末処理施設内又は水洗処理区域内において汚泥の除去作業及び下水管渠等の清掃の業務に従事したとき	日額550円
		水洗処理区域外において下水管渠等の清掃の業務に従事したとき	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	19,075 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	406 千円
支給実績(平成28年度決算)	21,424 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	390 千円

(注)休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (平成28年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶 養 手 当	配 偶 者	6,500円	同じ	—	7,762千円	242,563円
	子	10,000円				
	配偶者、子以外の扶養親族	6,500円				
	16～22歳の子、孫に対する加算	5,000円				
住 居 手 当	借 家 (家賃)	23,000円以下	同じ	—	2,640千円	71,351円
		23,000円超55,000円未満				
		55,000円以上				
	持ち家	1,000円	同じ	—		
通 勤 手 当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	同じ	—	5,656千円	84,419円
	片道1km以上自動車等利用者	1km以上2kmまで1,000円から使用距離に応じて支給(上限60km以上31,600円)	同じ	—		
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職に応じ定額で支給	同じ	—	12,995千円	764,388円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	8,000～12,000円	同じ	—	617千円	47,462円
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給	4,000～6,000円				

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇制度の概要(平成29年4月1日現在)

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1年20日以内
病 気 休 暇		必要と認める期間(90日以内)
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める期間
	証人等としての裁判所等へ出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	1年5日以内
	結婚休暇	8日以内
	妊娠中の健康診査等	必要と認める期間
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑程度が母体、胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1時間以内の期間
	妊娠障害休暇	1階の妊娠について14日の範囲内の期間
	産前・産後休暇	産前・産後8週間(多胎妊娠の場合産前は14週間)
	育児時間	1日2回各30分以内(生後1年以内)
	生理休暇	2日以内(1周期につき)
	配偶者が出産する場合	2日以内
	育児参加する場合	配偶者の産前・産後休暇中において5日以内の期間
	子の看護休暇	1年5日以内(子が2人以上の場合は10日)
	短期の介護休暇	1年5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日)
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
	父母(実父母及び養父母)の追悼のための特別行事を行う場合	1日の範囲内の期間
	市長が指定する健康診断等	必要と認める期間又は時間
	夏期休暇	7月から10月までの期間内で5日以内
	風水害火災その他天災地変による職員の現住居復旧のため勤務しない場合	7日の範囲内の期間
	風水害火災その他天災地変による出勤途上の身体への危険回避の場合	必要と認める期間
	風水害火災その他天災地変又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合	必要と認める期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断または隔離の場合	必要と認める期間
育児休業	子の育児(無給)	当該養育する子等が3歳に達するまでの間
介護休暇	配偶者等の介護(無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間

(3) 育児休業の取得状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:人)

	市長部局 ほか		教育委員会		消防本部		上下水道事業		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得 人数	2	80	1	23	0	1	0	1	3	105
部分休業の取得 人数	4	40	0	5	0	1	0	1	4	47

(4) 介護休暇の取得状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(单位:人)

[illegible]

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

	免職	降任	休職	合計
市長部局ほか	0	0	21	21
教育委員会	0	0	12	12
消防本部	0	0	1	1
上下水道事業	0	0	0	0
合計	0	0	34	34

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合 計
市長部局ほか	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
消防本部	0	0	0	0	0
水道局	0	0	1	0	1
合計	0	0	1	0	1

6 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたって全力をあげてこれに専念しなければなりません。研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの営利企業等への従事状況は次のとおりです。

区 分	人数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0
② 自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
③ ①②を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	25

7 研修の状況

(1) 研修の概要

津市職員行動規範を職員一人一人が自分のものとしてしっかり受け止め、着実に実践していけるよう浸透を図るとともに、常に市民に寄り添う気持ちをもって、市民の期待や要望等の実現に向けて、しっかりと将来を見据えつつ課題解決などに柔軟な考え方で能動的に行動することができる「風格ある県都・津市」に相応しい職員の育成に取り組みます。

- ア 階層別研修 新規採用職員研修（Ⅰ・Ⅱ）、2年目職員研修、新任主査研修、新任担当副主幹研修、担当主幹級研修、新任課長級研修、組織経営セミナー（課長級、部次長級、部長級）等
- イ 実務研修 防災危機管理研修、人権研修会、障害者差別解消法研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、男女共同参画研修、女性職員セミナー 等
- ウ 職務実践研修 工事技術研修、技術・経験伝承研修、徴収能力向上研修、行政法基礎・演習研修、法務能力研修、地域課題対応力育成研修、財務分析研修、政策課題研修 等
- エ 派遣研修 自治大学校派遣研修、市町村アカデミー派遣研修、国際文化アカデミー派遣研修、全国建設研修センター派遣研修、三重県建設技術センター派遣研修、三重県市町総合事務組合派遣研修、自治体国際化協会派遣研修 JC青年の船派遣研修 等
- オ 自主研修 通信教育講座、自主研究研修、資格取得支援

平成29年4月1日～平成30年3月31日の実施状況

研 修 名	受講者数(人)
ア 階層別研修	731
イ 実務研修	3,663
ウ 職務実践研修	665
エ 派遣研修	432
オ 自主研修	128

8 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。平成29年度には、次のような事業を行っています。

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び津市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実を図っています。 週1回、産業医による健康相談を実施しています。 メンタルヘルス対策として、面接指導を行っています。
職員の健康管理	年1回全職員を対象に定期健康診断を実施しています。 平成27年度から全職員を対象にストレスチェックを実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し、VDT作業従事者検診を実施しています。 希望する職員に胃がん検診及び前立腺がん検診を実施しています。

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を職員の互助組織である津市職員共済組合に実施させ、同共済組合に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
体育関係事業	体育クラブの活動費用及び職員スポーツ大会の運営費用等を補助しています。
文化関係事業	文化クラブの活動費用及び職員文化作品展の会場設営費用等を補助しています。
健康管理事業	人間ドック費用助成事業に要した経費を補助しています。
その他	共済組合運営のための事務に要する経費を補助しています。
補助金の決算額(企業会計含む)(平成29年度)	
17,200 千円	

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

(4) 職員団体への便宜供与

組合数 2団体

内 容 ・組合事務所の貸与
・各組合員給与からの組合費の控除

9 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

H29. 4. 1～H30. 3. 31 の要求件数	H29. 4. 1～H30. 3. 31 の処理件数
0件	0件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

H29. 4. 1～H30. 3. 31 の要求件数	H29. 4. 1～H30. 3. 31 の処理件数
1件	1件